

令和7年度 佐賀市生活安全推進協議会 会議次第

日 時 令和8年2月12日（木） 15：00～

場 所 佐賀市市民活動プラザ401・402会議室

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 会長・副会長の選任
- 4 会長あいさつ
- 5 議 事
 - (1) 市内における犯罪の概況について
 - (2) 特殊詐欺について
- 6 連絡事項
- 7 閉 会

令和7年度 佐賀市生活安全推進協議会 席次表

会長

副会長

佐賀大学 芸術地域デザイン学部
教授 山口 タ妃子

佐賀市自治会協議会
副会長 石井 孝嗣

佐賀市地域婦人連絡協議会
副会長 内田 すみ子

青少年健全育成連合会
会長 野田 正博

佐賀市老人クラブ連合会
理事 枝吉 千年世

佐賀市子ども会連絡協議会
会長 石丸 正信

佐賀市PTA協議会
事務局 伊東 悦子

日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局
総務部長 三山 輝

佐賀商工会議所
議員 吉川 奈都

株式会社佐賀新聞社
総務部主事 山口 功規

佐賀南警察署
生活安全課長 重松 俊和

佐賀北警察署
生活安全課長 馬場 幸博

佐賀市
教育部学事課 水田 法満

佐賀市
市民生活部長 寺田 千景

傍聴席

事務局

出入口

佐賀市生活安全推進協議会 委員名簿

No	氏名	所属団体名	所属団体 役職
1	ヤマグチ ミキコ 山口 夕妃子	佐賀大学芸術地域デザイン学部	教授
2	ノダ マサヒロ 野田 正博	佐賀市青少年健全育成連合会	会長
3	イシイ タカシ 石井 孝嗣	佐賀市自治会協議会	副会長
4	ウチダ スミ子 内田 すみ子	佐賀市地域婦人連絡協議会	副会長
5	シバヤマ ジュンコ 柴山 淳子	佐賀市民生委員児童委員協議会	監事
6	エダヨシ チト セ 枝吉 千年世	佐賀市老人クラブ連合会	理事
7	イシマル マサノブ 石丸 正信	佐賀市子ども会連絡協議会	会長
8	イトウ エツコ 伊東 悦子	佐賀市PTA協議会	事務局
9	オガタ コウジ 緒方 康二	佐賀県高等学校長協会	佐賀商業高等学校校長
10	ミツヤマ アキラ 三山 輝	日本郵便株式会社 佐賀中央郵便局	総務部長
11	ヨシカワ ナツ 吉川 奈都	佐賀商工会議所	議員
12	ヤマグチ コウキ 山口 功規	佐賀新聞社	総務部主事
13	シノベ ジュンコ 溝辺 順子	NHK佐賀放送局	経営管理企画センター 企画グループ
14	ナンリ タカシ 南里 高志	株式会社サガテレビ	総務部長代理
15	シゲマツ トシカズ 重松 俊和	佐賀南警察署	生活安全課長
16	ババ ユキヒロ 馬場 幸博	佐賀北警察署	生活安全課長
17	トヨタ ユキタカ 豊田 幸孝	佐賀市教育部	部長
18	テラダ チカゲ 寺田 千景	佐賀市市民生活部	部長

**令和 7 年度
佐賀市生活安全推進協議会
議事資料**

〈日時〉令和 8 年 2 月 12 日(木)15:00～

〈場所〉佐賀市民活動プラザ 401・402 会議室

目 次

ページ

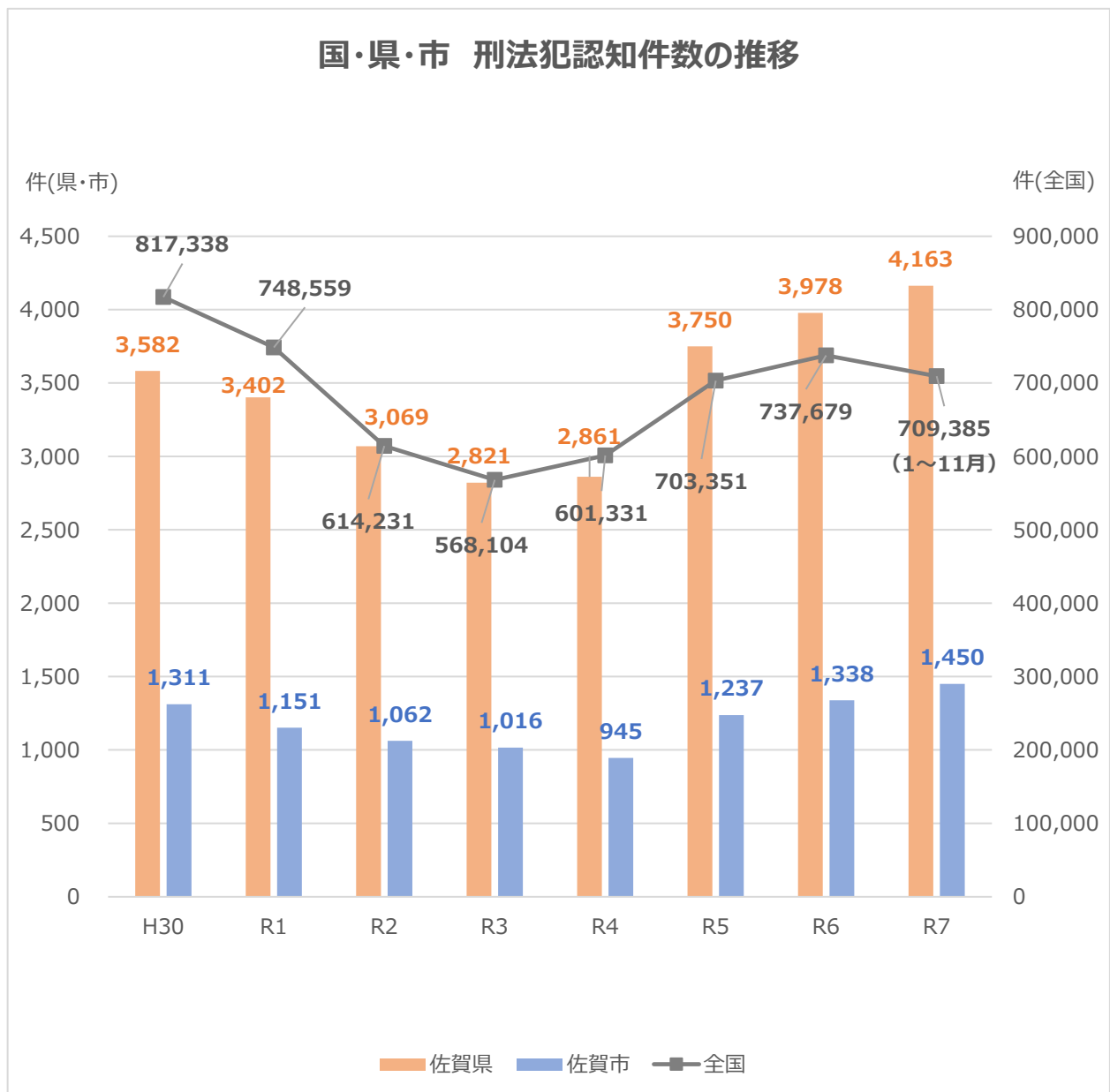
議事1 市内における犯罪の概況について	1
議事2 特殊詐欺について	7
《参考資料》	
佐賀市生活安全推進条例	別紙

議事 1 市内における犯罪の概況について

1 概況

(1) 刑法犯認知件数の推移

- ・全国における刑法犯認知件数は、平成 14 年にピーク（約 285 万件）を迎え、その後減少を続けていたが、令和 4 年に 20 年ぶりに増加。
- ・令和 7 年は、佐賀県・佐賀市ともに前年より増加しており、令和 4 年以降上昇傾向にある。

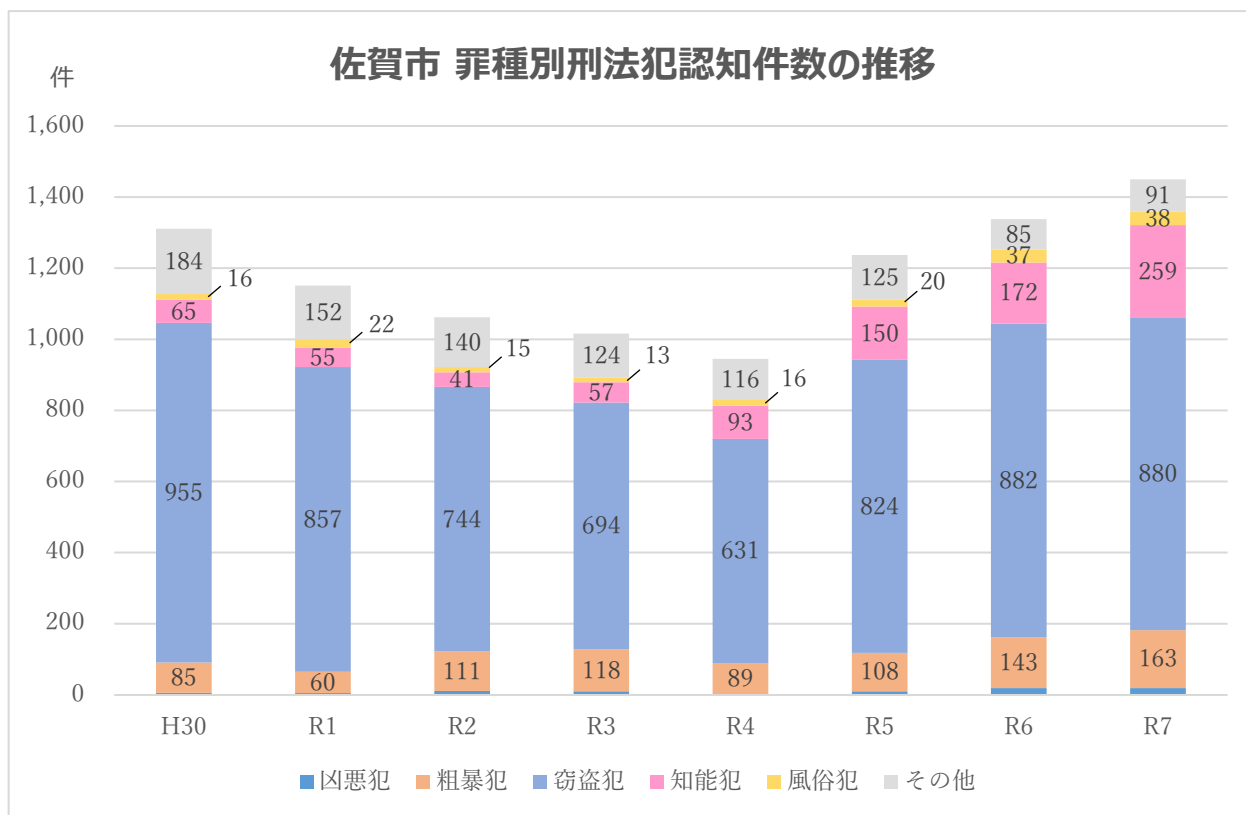


※R7 の数値は 1 月～12 月の暫定値

※R7 の全国の数値は 1 月～11 月の暫定値

(2) 罪種別刑法犯認知件数の推移

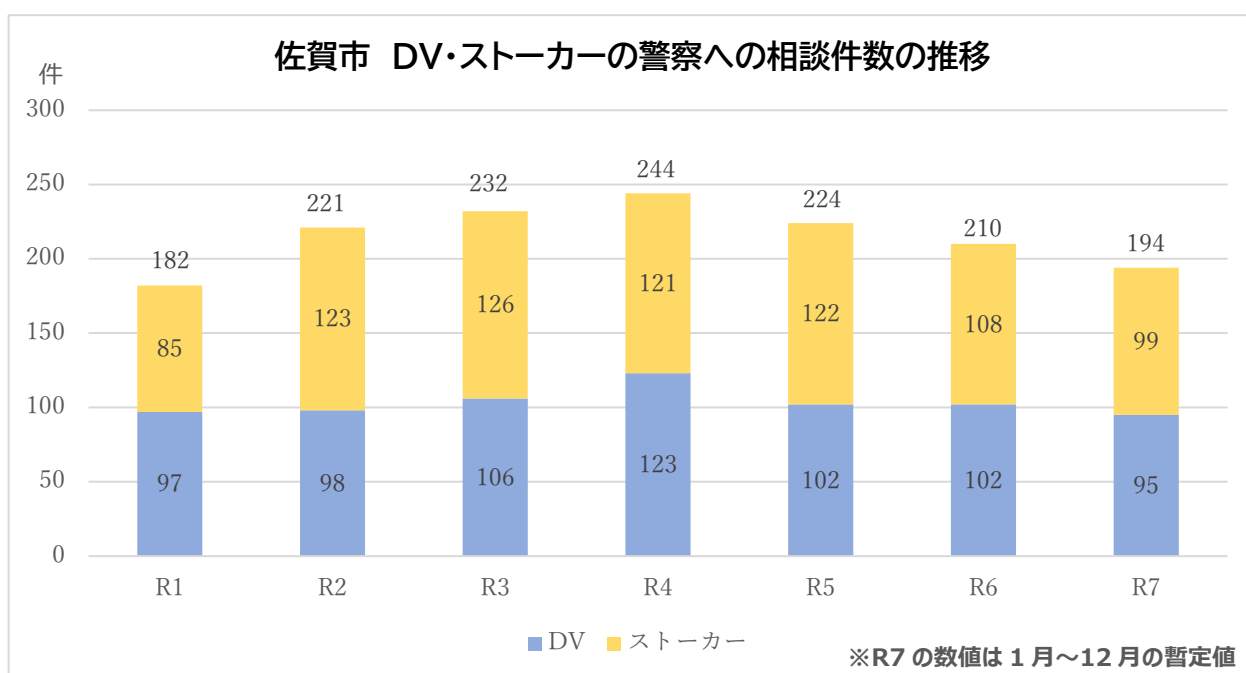
- ・罪種別では、例年自転車盗・万引き等の「**窃盗犯**」が最も多く、全体の約 6 割を占めている。
- ・**詐欺等の「知能犯」が増加傾向**にあり、令和 7 年は前年の約 1.5 倍となっている。



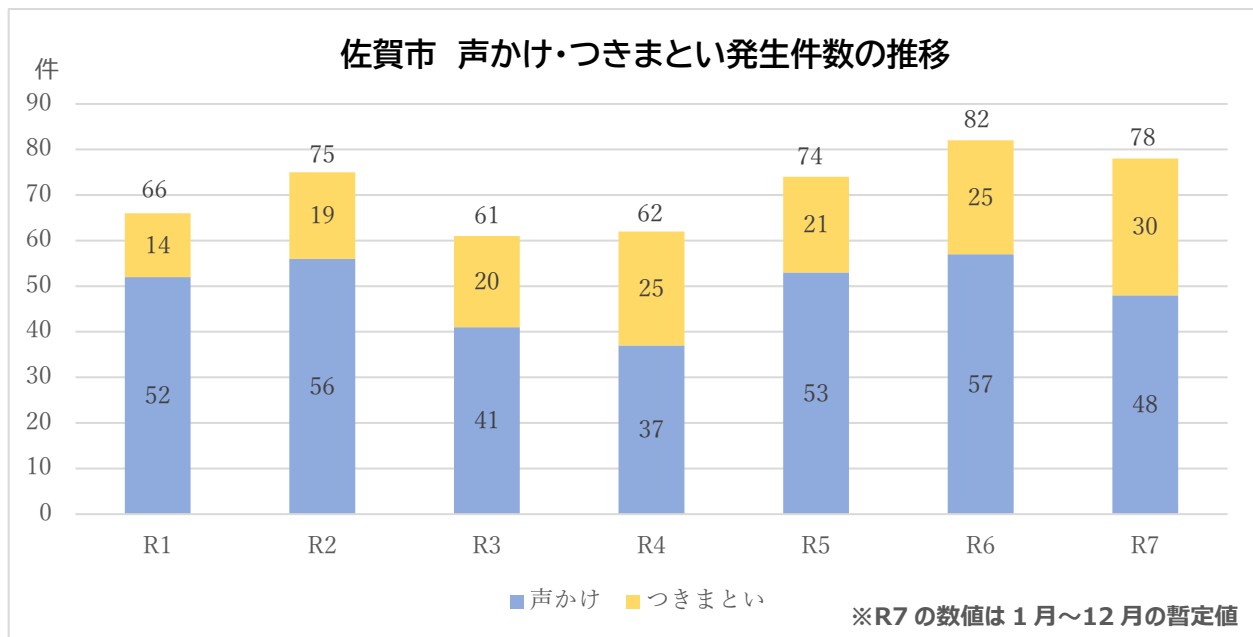
※R7 の数値は 1 月～12 月の暫定値

(3) 減少・高止まり傾向にある事案

- ・DV・ストーカーの件数は、令和 4 年までは増加傾向にあったが、令和 5 年から減少している。
- ・児童等への声かけ・つきまといの件数は、令和 5 年以降ほぼ横ばいで推移している。



※R7 の数値は 1 月～12 月の暫定値



2 防犯等に関する佐賀市の主な取組状況

取組名	内容												
出前講座	・主に高齢者や、幼稚園等の未就学児を対象に実施している。 ・知能犯の増加傾向を受けて、講座メニューとして「まちかど防犯講座」に加え令和 5 年度から「特殊詐欺について」を新設し、啓発を強化している。 ≪講座実績≫ ※R7 年度は 12 月末時点 <table><tr><th>R4 年度</th><th>R5 年度</th><th>R6 年度</th><th>R7 年度</th></tr><tr><td>6 回</td><td>37 回</td><td>12 回</td><td>28 回</td></tr><tr><td>290 人</td><td>1,153 人</td><td>294 人</td><td>819 人</td></tr></table>	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	6 回	37 回	12 回	28 回	290 人	1,153 人	294 人	819 人
R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度										
6 回	37 回	12 回	28 回										
290 人	1,153 人	294 人	819 人										
中学校向け防犯教室	・佐賀市暴力団排除条例に基づき、毎年市内の全ての中学校(18 校)で防犯教室を実施(市が 12 校、県警が 6 校対応)している。 ・内容は、暴力団加入防止、薬物乱用防止等												
街頭啓発活動	・ニセ電話詐欺や警告詐欺等の特殊詐欺防止を重点的に呼びかける「安心安全なまちづくり街頭キャンペーン」を駅前交流広場で実施した。(令和 7 年 12 月 8 日) ≪警察と合同で行った取組≫ ・新入学児童の見守り活動(神野小学校、巨勢小学校) ・年金支給日における防犯広報活動(佐賀銀行本店・COMBOX) ・SAGA 見守り・マナーアップ作戦(JR 佐賀駅周辺)												

取組名	内容								
犯罪被害者等支援	・生活安全課を「犯罪被害者総合相談窓口」として、被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS(以下「VOISS」という)とも連携しながら各種相談の受け付けを行っている。								
	≪生活安全課への相談状況≫ ※R7 年度は 12 月末時点								
	<table><tr><th>R4 年度</th><th>R5 年度</th><th>R6 年度</th><th>R7 年度</th></tr><tr><td>4 件</td><td>7 件</td><td>5 件</td><td>9 件</td></tr></table>	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	4 件	7 件	5 件	9 件
	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度					
	4 件	7 件	5 件	9 件					
	≪VOISS への相談状況(佐賀市分)≫ ※R7 年度は 12 月末時点								
<table><tr><th>R4 年度</th><th>R5 年度</th><th>R6 年度</th><th>R7 年度</th></tr><tr><td>452 件</td><td>227 件</td><td>126 件</td><td>160 件</td></tr></table>	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	452 件	227 件	126 件	160 件	
R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度						
452 件	227 件	126 件	160 件						
※R7年度で多い相談内容(延べ件数):殺人(28 件)、不同意性交等(51 件)、不同意わいせつ(63 件)									
・佐賀 VOISS 職員や県の犯罪被害者支援コーディネーターを講師とした庁内研修を実施した。(令和 8 年 1 月 19 日)									
・県、県警、VOISS、市の 4 者主催で、メートプラザ佐賀にて「犯罪被害者支援フォーラム」を開催した。(令和 7 年 11 月 19 日)									
・「佐賀市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減等を目的として見舞金を支給している。									
≪見舞金の支給状況≫ ※R7 年度は 12 月末時点									
<table><tr><th>R4 年度</th><th>R5 年度</th><th>R6 年度</th><th>R7 年度</th></tr><tr><td>0 件</td><td>1 件</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr></table>	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	0 件	1 件	1 件	1 件	
R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度						
0 件	1 件	1 件	1 件						
再犯防止推進計画	・再犯防止の取組については、就労、住居、保健医療、福祉、教育等多岐にわたり、行政の複数分野にまたがる支援が必要であることから、各種福祉計画の上位計画となる佐賀市地域福祉計画と一体的に地方再犯防止推進計画を策定中である。 (計画期間:R8～R12)								
	・再犯防止推進計画の策定を契機に、庁内の取組等に関する情報交換および情報共有の場を設け、関係部署の再犯防止推進の理解や知識を深め、取組を推進することを予定している。								

取組名	内容																
子ども見守りサービス “otta(オッタ)”	・ICT を活用した「見守りサービス」の導入 「見守りサービス」とは… ✓小学生が、Bluetooth 機能のついた見守り端末を携帯 ✓学校や郵便局等の見守りスポットや、見守り人アプリをダウンロードした人とすれ違うことで位置情報を記録 ・令和 5 年 5 月からサービス開始 ・<u>令和 7 年 9 月、サービスエリアを市内全校区に拡大</u> ≪関連協定≫ ・佐賀市、日本郵便による郵便局の地域ネットワークを生かした「安全・安心なまちづくり協定」を締結(令和 4 年 11 月 30 日) ・佐賀市、otta、伊ワタニ九州の三者による「見守りサービスの導入に関する協定」を締結(令和 4 年 12 月 22 日)																
佐賀地区防犯協会の活動支援	・佐賀市から佐賀地区防犯協会へ負担金を支出 ≪主な活動≫ ・防犯カメラ等設置助成制度(5 万円/申請) ・「こども 110 番の家」のぼり旗等の啓発用品配布 ・青色回転灯付パトロール車による重点警戒 など ≪防犯カメラ等の設置助成金交付件数≫ ※R7 年度は 12 月末時点 <table><tr><th>年度</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>助成 件数</td><td>7 件</td><td>10 件</td><td>4 件</td><td>7 件</td><td>10 件</td><td>6 件</td><td>10 件</td></tr></table>	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	助成 件数	7 件	10 件	4 件	7 件	10 件	6 件	10 件
年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7										
助成 件数	7 件	10 件	4 件	7 件	10 件	6 件	10 件										

議事 2 特殊詐欺について

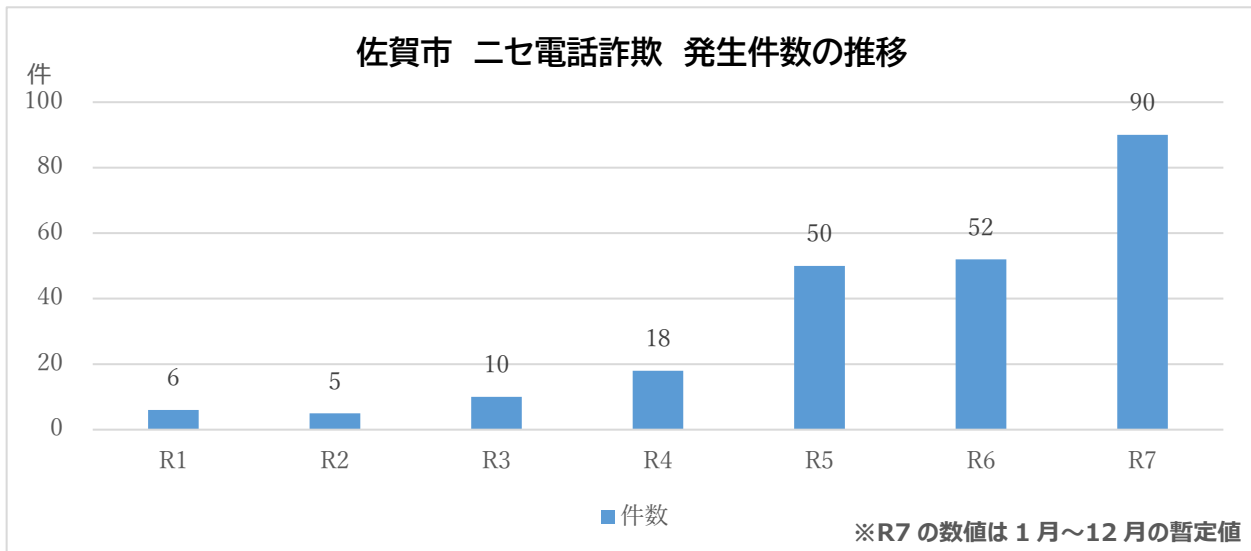
1 概況

・令和 7 年は二セ電話詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺合わせて被害額約 24 億円と、令和 6 年（約 10 億円）の約 2.4 倍に増加している。

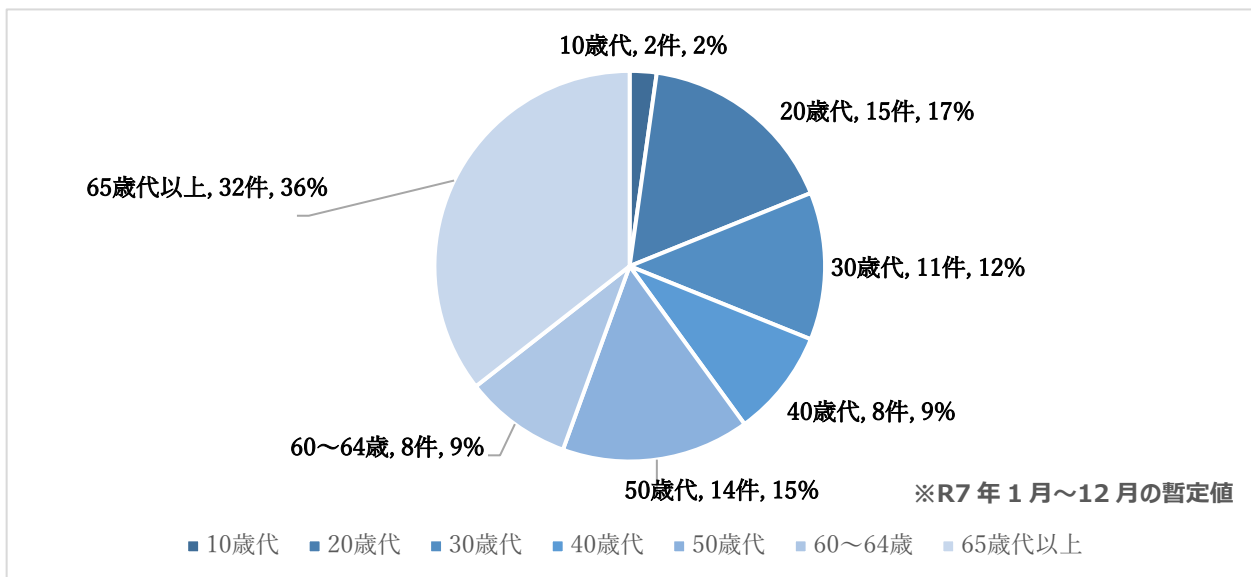
・被害額の内訳は、二セ電話詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺それぞれ約 12 億円。

(1)二セ電話詐欺の状況

- ・令和 5 年にコロナ禍が明け、二セ電話詐欺の被害が急増。
- ・手口としては、警察官をかたった詐欺や架空料金請求詐欺などが多く、約 7 割が国際電話を利用したもの。
- ・被害者を年代別にみると、高齢者の割合が最も多いが、幅広い年代が被害にあっている。

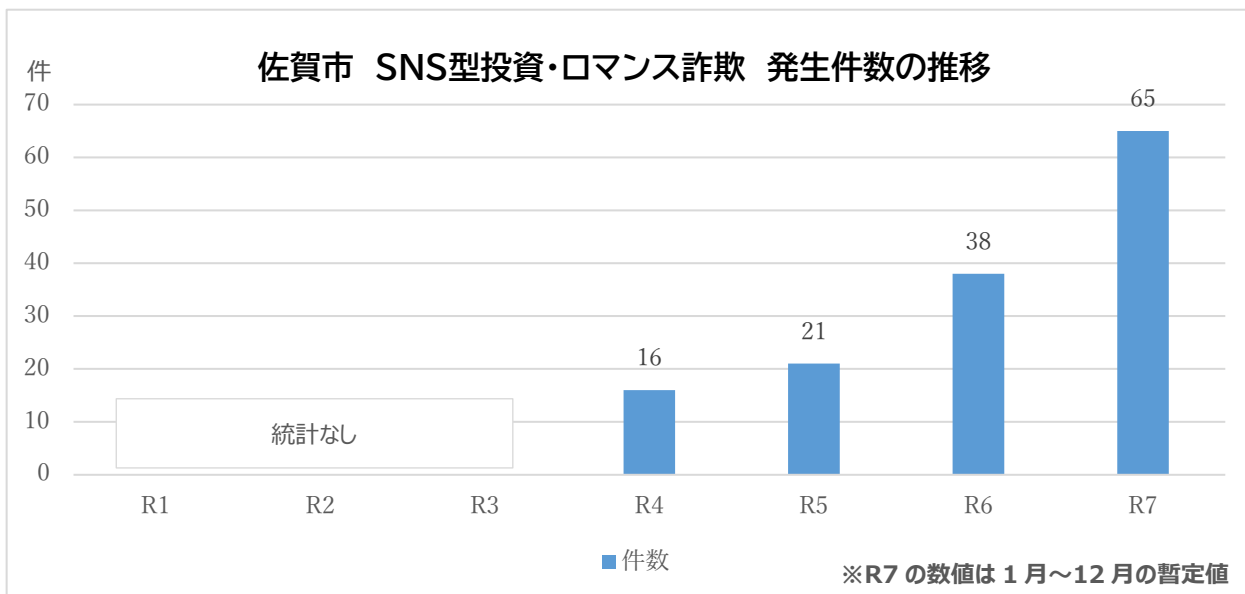


《佐賀市 二セ電話詐欺被害の年代別内訳》

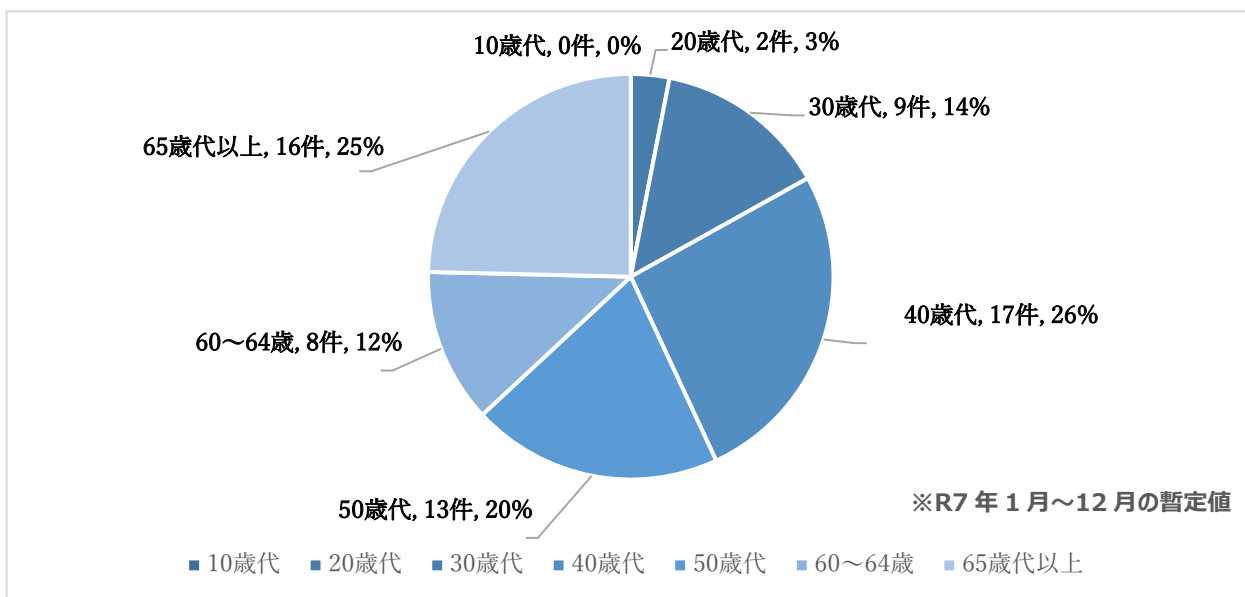


(2) SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺の状況

- ・SNS 等を利用した詐欺の被害も近年急増している。
- ・手口としては、SNS 等で異性や外国人、投資家等を名乗り、相手の気を引いた上で、**投資話**（暗号資産、FX 等）を呼び掛けているものが多い。
- ・ニセ電話詐欺の被害者同様、**幅広い年代が被害**にあっている。
- ・被害の割合は40歳代と50歳代で全体の約半数を占めているが、65歳以上が 25%と、高齢者の被害も多くなっている。



《佐賀市 SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺被害の年代別内訳》



2 ニセ電話詐欺・SNS 型詐欺に関する各関係機関の取組 (令和 7 年 1 月～12 月)

関係機関	取組
佐賀南警察署	・詐欺被害防止功労に対する感謝状贈呈 ・管内コンビニに対する詐欺被害防止広報(チラシの配布) ・事業所に対する防犯広報 ・年金支給日における広報啓発活動 ・幼・保育園、小学校、中学校の職員に対する詐欺被害防止広報 ・えびす FM における詐欺被害防止広報 ・高齢者会合時のニセ電話詐欺の防犯講座 ・デジタルサイネージを活用したニセ電話詐欺防止広報
佐賀北警察署	・詐欺被害防止功労に対し感謝状贈呈 ・民生委員、警友会、佐賀地区防犯協会との協働キャンペーン (イオンモール佐賀大和、佐賀銀行(鍋島・佐賀医大前・神野町支店)、郵便局(佐賀北・佐賀八戸溝)、ゆめタウン、JR 佐賀駅、JA 土の香) ・えびす FM 出演による広報 ・高齢者会合等時のニセ電話詐欺等の防犯講座 ・民生委員と協働した国際電話利用休止申込の推進 ・佐賀銀行職員との協働によるニセ電話詐欺被害防止広報 (イオンモール佐賀大和) ・フコク生命等と協働した佐賀駅におけるニセ電話詐欺被害防止広報 (JR 佐賀駅) ・ニセ警察詐欺被害防止を啓発する漫画の作成
佐賀地区防犯協会	・広報紙「地域安全ニュース」の発行(市内 9,150 部) ・冊子「詐欺悪質商法回避術」の配布 ・警察、関係機関等と協働し、年金支給日に金融機関、大型店舗等で詐欺被害防止キャンペーンを実施 ※令和 7 年度佐賀地区防犯協会理事会資料より抜粋
佐賀市	・出前講座 ・出前講座時における国際電話利用休止申込の推進 ・年金支給日における佐賀南北署・佐賀地区防犯協会等との啓発活動 ・市ホームページ、市公式 SNS、デジタルサイネージでの周知啓発

○佐賀市生活安全推進条例

平成 1 7 年 1 0 月 1 日

条例第 2 3 号

改正 平成 1 9 年 9 月 2 5 日 条例第 1 3 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の生活安全意識の高揚、自主的な生活安全活動の推進及び生活安全のための環境整備を図り、もって安全で住みよい社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、この条例の目的を達成するために、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 市民の生活安全意識を高揚させるための啓発活動
- (2) 生活安全に対する市民の自主的活動の推進
- (3) 生活安全のまちづくりに向けての環境整備
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 市長は、前項に規定する施策の実施に当たっては、当該施策に関係する機関、団体等との連絡及び調整を図るとともに、佐賀市生活安全推進協議会の意見を聴くものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、この条例の目的を達成するための施策が効果的に行われるよう協力するとともに、自ら生活安全上必要とする措置を講ずるよう努めなければならない。

(生活安全推進協議会の設置等)

第 4 条 生活安全に関する施策に関し協議を行うため、佐賀市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民の生活安全に関係する行政機関の職員等
- (3) 地域の生活安全推進のために活動する団体の代表者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、生活安全に関し識見がある者で市長が必要と認めるもの

4 協議会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、必要があると認めるときは、協議会に佐賀市生活安全推進連絡会議を置くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者その他参考人の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(表彰)

第7条 市長は、生活安全活動に関して功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

(補則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 合併前の大和町防犯推進に関する条例（平成7年大和町条例第20号）第7条及び富士町防犯条例（平成7年富士町条例第17号）第6条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに限り、合併前の例により設置することができる。

(川副町、東与賀町及び久保田町の編入に伴う経過措置)

3 編入前の川副町防犯条例（平成6年川副町条例第18号）第7条に規定する防犯サポーター、東与賀町防犯条例（平成7年東与賀町条例第13号）第7条に規定する防犯推進員及び久保田町防犯条例（平成7年久保田町条例第15号）第7条に規定する防犯推進員は、この条例の規定にかかわらず、川副町、東与賀町及び久保田町の編入の日から平成20年3月31日までの間に限り、編入前の例により設置することができる。

(平19条例135・追加)

附 則（平成19年9月25日条例第135号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。